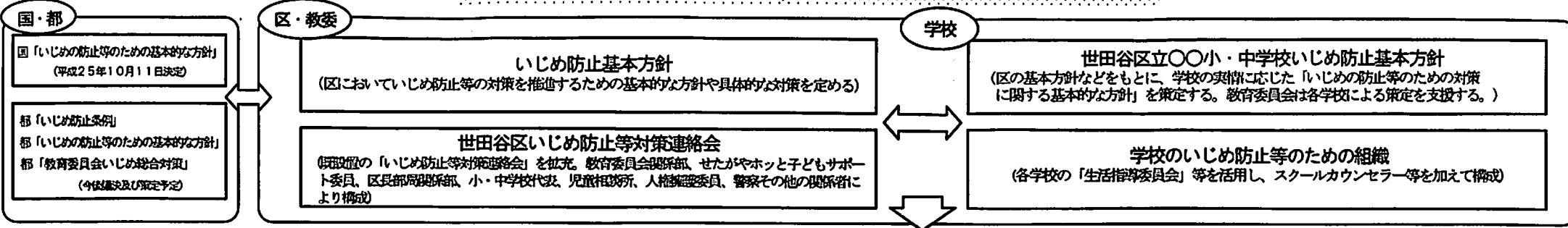


### 世田谷区いじめ防止等の総合的な推進（案）



### 区・教育委員会及び学校の具体的な取り組み

#### 未然防止

- いじめを起させない教育活動の充実
  - ・ いじめを起させないという教師の強い緊張感・危機意識
  - ・ 校長のリーダーシップによる未然防止に向けた組織的取り組みの充実
  - ・ 各教科等におけるいじめ防止につながる教育活動の計画の推進
  - ・ 学校評価などを活用した取組状況の確認並びに教育活動の改善・充実
  - \* 「いじめ防止に向けた手引き」改訂版の全校配布
- いじめについて正しく理解させる指導の充実
  - ・ いじめは人の心を深く傷つける人権を侵害することへの指導の充実
  - ・ いじめはときには生命や心身の安全をおびやかす問題であり、人として決して許されない行為であることを十分に理解させる指導の充実
  - ・ いじめの本質について理解させる指導の徹底
- 道徳教育及び体験活動、学校行事等の充実
  - ・ 道徳や体験活動等における互いの違いを認め、理解を深める活動の充実
  - ・ 学校行事等を通じた学級のチーム力や友情をはぐくむ機会の設定
  - ・ 好ましい人間関係やコミュニケーションを重視した教育活動の推進
  - ・ 自分自身のよさを認める経験の設定
  - ・ 子どもに自己有用感を得させる指導の重視
  - \* 道徳授業地区公開授業の実施、道徳教育センター校の指定、道徳資料集の作成
  - \* 移動教室・校外学習、職場体験・農業体験等体験・体感する機会への支援
  - \* 「人格の完成をめざして」の取組み推進
- いじめ防止のための児童・生徒の自主活動の充実
  - ・ 子どもたちがお互いを認め、友情をはぐくみ、所属感をもてる学級経営の推進
  - ・ いじめ防止等に関する児童・生徒の自主的な取組みの推進
  - \* 児童会・生徒会、生徒会サミット等によるいじめ防止等に関する自主的な活動への支援
  - \* いじめ防止プログラム（スクール/メディア）実施（中学校全校実施 [平成27年度までに3段階まで]、小学校一部試行）
  - \* ネットリテラシー講座実施（中学校全校実施、小学校一部試行）
- いじめ防止のための啓発活動の推進
  - ・ 学校・学級通信や保護者会等を通じた家庭や地域への学校がいじめの防止等の取組みについての情報発信
  - ・ 家庭や地域向けたいじめ防止等への理解や協力についての啓発活動の推進
  - \* 「せたがやホット子どもサポート」についての児童・生徒や保護者への周知
  - \* 教育相談（来室相談・電話相談）、せたがや子どもテレフォン、チャイルドラインの運営等についての児童・生徒や保護者等への周知

#### 早期発見

- 子どもの心に寄り添う指導、児童・生徒理解の推進
  - ・ 教職員による児童・生徒の共感的な受容
  - ・ 教師と児童・生徒間の信頼関係の構築
  - \* 児童・生徒のこころの健康に関する調査の実施
  - \* 自分の性自覚感をもつ子どもに関する調査の実施
  - \* デートDVに関する学校出前授業の実施と中学生向けデートDV防止啓発小冊子の配布
- いじめの早期発見のための取り組み
  - ・ 日々の子どもの様子や表情、言動等の観察
  - ・ 子どもたちの小さな変化や言動に気づかないいじめのサインを見逃さない教師の高い意識づけ
  - ・ いじめに関する情報等の記録管理と教職員全体での共有の推進
  - \* 「いじめ防止に向けた手引き」改訂版の全校配布（再掲）
  - \* いじめ防止月間（各学期1回/年間3回）に合わせた、いじめ等の実態把握等の確認調査（「学校生活のアンケート」）を実施
- インターネットを通じて行われるいじめへの対応
  - ・ 各教科及び道徳、特別活動等の授業におけるICT機器の積極的な活用
  - ・ 情報モラル、メディアリテラシーをはぐくむ授業の充実
  - \* 学校非公式サイト監視及びSNS等監視対象の拡大
  - \* ネットリテラシー講座の実施（再掲）
  - \* 保護者会や家庭教育学級などにおいて、子どものSNS利用、スマートフォンなどの使用についての啓発活動
- いじめの早期発見のための人的措置
  - \* スクールカウンセラー配置の充実
  - \* スクールソーシャルワーカー配置の拡充
  - \* 「せたがやホット子どもサポート」の運営
  - \* 教育相談（来室相談・電話相談）、せたがや子どもテレフォンの運営
  - \* 学校への専門家派遣（心理・福祉職）

#### 早期対応

- いじめ情報やいじめの兆候への迅速な対応
  - ・ いじめを受けている子どもの安全確保
  - ・ いじめにかかわっている子どもが二度といじめができない環境整備と指導の徹底
  - ・ スクールカウンセラー等と連携した、いじめを受けている子どもの心の痛みを寄り添った心のケア
  - ・ 必要に応じた教育相談室、児童相談所、警察など関係機関や専門家などの連携
  - ・ 保護者等と連携した二度といじめを起させない校内体制の整備（登下校時や休み時間なども含める）
- いじめに関わる事実関係の確認
  - ・ 教育委員会等との連携
  - ・ 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織などによる事実関係についてのきめ細かな調査の実施
  - ・ 保護者への事実関係や今後の学校の取組みの説明機会の設定
  - ・ いじめに関係した子どもの保護者同士の話し合い等の実施
- いじめの再発防止の徹底
  - ・ いじめ発生の原因や背景等の分析（専門家等の助言等）
  - ・ 再発防止策の検討・実施
  - ・ 学校で起きている問題やその対応について、保護者会等での保護者への適切な説明機会の設定（個人間への配慮）
  - ・ 再発防止に向けた保護者の理解と協力の要請
  - \* 教育委員会やせたがやホット子どもサポート委員等の学校の調査に対する指導・助言及び支援の実施
- いじめ等の対応に従事する人材確保・資質の向上
  - ・ 教員がいじめ等への適切な対応、生徒指導、カウンセリングの考え方や技法等について学ぶ校内研修の実施
  - \* 教員研修（いじめの未然防止と対応）（校長研修、生活指導主任研修、教育相談主任研修、初任者研修、学校教育相談研修（初級・中級）などの実施
  - \* いじめ防止プログラム（スクール/メディア）指導者養成研修の実施
  - \* スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充（再掲）
  - \* 学校支援アドバイザー・総合教育相談室による校外アドバイザー等の派遣

#### 家庭・地域等との連携

- PTA や学校運営委員会等と連携した取り組みの推進
  - ・ 学校、PTA、地域の関係団体等がいじめについて協議する場の設定
  - ・ 学校から保護者や地域の方々に向けた、いじめの防止等についての姿勢や取組みについての情報発信
  - ・ 地域運営学校の学校運営委員会における、学校がいじめ防止等の具体的な取組みについての協議、推進
  - ・ 日常的な保護者との連携
  - ・ 保護者からの相談に対する、細やかな対応・連絡
- スクールカウンセラーや心理の専門家、関係機関等との連携
  - ・ 各学校に配置されているスクールカウンセラーや、教育相談室の心理の専門家などの積極的な連携
  - ・ 教育相談室や児童相談所、警察などとの連絡方法の確認、定期的な会合の開催、いじめの問題への課題や情報の共有、各機関の役割に応じた連携・対応
- 教育委員会等と関係機関等との連携等
  - \* せたがやホット子どもサポートと協働した、いじめ防止等の推進
  - \* 世田谷区いじめ防止等対策連絡会による関係機関・団体等との連携・強化
  - \* 教育相談員・スクールカウンセラー等と子どもの人権保護機関との連絡会の実施
  - \* 法律の専門家等との連携の検討
  - \* 生きづらさを抱えた若者支援事業などとの連携 など
- いじめ防止等のための調査研究
  - \* 子どもの人権保護機関（「せたがやホット子どもサポート」）の相談事例等からの未然防止策の検討・実施

凡例 ・ 主に学校の取組み  
\* 主に区や教育委員会の取組み